

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	愛知県	担当部署	農業水産局農政部農業振興課
-------	-----	------	---------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	271	協定	1,832	ha	21,545	万円
a 基礎単価の対象	73	協定	400	ha	4,278	万円
b 体制整備単価の対象	198	協定	1,432	ha	16,764	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	2	協定	12	ha	125	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	6	協定	22	ha	134	万円
(c) 集落協定広域化加算	3	協定	20	ha	60	万円
(d) 集落機能強化加算	5	協定	55	ha	142	万円
(e) 生産性向上加算	6	協定	63	ha	164	万円
イ 個別協定	5	協定	29	ha	419	万円
a 基礎単価の対象		協定		ha		万円
b 利用権設定等単価(10割単価)の対象	5	協定	29	ha	419	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定		ha		万円
合計	276	協定	1,863	ha	21,966	万円

【参考】

R3年耕地面積※	73,300	ha	(県全域)
----------	--------	----	-------

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	17	人	7	ha	80	万円

【参考】

ア 協定参加者数	4,711	人	
イ 交付金配分額	21,545	万円	
a うち個人への配分	15,774	万円	
b うち共同取組活動	5,771	万円	

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	177	94		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	174	97		
b 水路・農道等の管理	181	90		
c 多面的機能を増進する活動	60	211		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	60	102	36	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	26	89	83	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	1	1		
c 急傾斜農地保全管理加算	2	4		
d 集落協定広域化加算		2		
e 集落機能強化加算	3	2		
f 生産性向上加算	3	2		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	228 (84%)	43 (16%)	(0%)	(0%)

【全体評価の基準】

優:評価項目のアからエが◎又は○であること
 良:評価項目のアからエに×がなく、アとイ及びエに△がないこと
 可:評価項目のアからエに×がないこと
 不可:評価項目のアからエに×があること

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落戦略については、新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会等の開催による集落への周知ができず、作成が遅滞している集落もあるが、市町村の指導・助言により最終年までに作成できる見込みである。その他の項目についても達成が見込まれ、良好である。

(2) 個別協定

- ◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	3	2		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	4	1		
b 水路・農道等の管理	4	1		
c 多面的機能を増進する活動	3	2		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	4	1		
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	5 (100%)			

【全体評価の基準】

- 優: 評価項目のアからエが◎又は○であること
 良: 評価項目のアからエに×がなく、アとエに△がないこと
 可: 評価項目のアからエに×がないこと
 不可: 評価項目のアからエに×があること

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

いずれの項目でも、最終年において活動の実施が見込まれるため、良好に進んでいる。

1について第三者機関の意見【必須】

- (1)ウ 集落戦略の作成に△がついている協定については、集落戦略策定に向けた問題や課題を明らかにし、期日までに策定できるようスケジュール管理することが重要である。
 (1)イc 多面的機能を増進する活動については、○を付けた協定が◎を付けた協定よりも多いので、最終年度までに確実に実施できるような工夫が望まれる。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

- A: 話し合いによる活動内容の徹底
- B: 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- C: 専属の担当者やチームによる徹底した活動
- D: 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
- E: 市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進
- F: 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- G: 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
- H: 農外の組織・団体とも連携した活動の推進
- I: 活動内容の見直し(加算措置以外の項目)
- J: その他()

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳 (内訳ごとの協定数)									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	36			10	10					
b 地図の作成状況	55									28
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算										

市町村が所有する基礎データや地図情報等を基に集落戦略作成に係る話し合いを行うよう促す。

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳 (内訳ごとの協定数)									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)										

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	271	(0%)	62 (23%)	65 (24%)	144 (53%)
	うち集落戦略	197	31 (16%)	128 (65%)	27 (14%)	12 (6%)
	R 3年度	271	1 (0%)	60 (22%)	76 (28%)	134 (49%)
	うち集落戦略	198	32 (16%)	109 (55%)	32 (16%)	25 (13%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

話し合い回数が年間0又は1回の協定が20%強ある一方、年間3回以上の協定が半数程度あり、中には10回以上の協定も6あり(R3年度)、協定により差が見られた。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	159 協定	80.3 %
② 協定参加者以外の集落の住民	24 協定	12.1 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	19 協定	9.6 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	4 協定	2.0 %
⑤ 協定役員のみ	50 協定	25.3 %
⑥ 話し合いをしていない	32 協定	16.2 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成について、80%の協定で協定参加者による話し合いが実施されているが、話し合いがされていない協定が16%ある。新型コロナウイルスの影響により、集落戦略作成に係る説明会を開催できていない市町村があるが、今後早急に話し合いを進めて集落戦略を作成する必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

コロナ禍で通常の話し合いができない中ではあったが、話し合い回数が多い協定もあることから、これらの協定を参考にしつつ、無理なく話し合いを実施する工夫をしてほしい。

(1)の話し合い回数と(2)の参加者のクロス分析を行うと、話し合いを有意義にしていくためのヒントが見えるかもしれない。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	146	協定 53.9 %	① 協定書作成に係る支援	3	協定 60 %
② 集落戦略作成に係る支援	137	協定 50.6 %	② 目標達成に向けた支援	1	協定 20 %
③ 目標達成に向けた支援	72	協定 26.6 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への 支援	41	協定 15.1 %	④ 協定対象面積の拡大に 向けた支援	1	協定 20 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支 援	100	協定 36.9 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	2	協定 40 %
⑥ ①～⑤以外の支援	16	協定 5.9 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	39	協定 14.4 %	⑦ 特に支援を要望しない	2	協定 40 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書作成に係る支援(集落・個別)、集落戦略作成に係る支援(集落)、事務負担軽減に向けた支援(集落・個別)を求める協定が多く、特に支援を要望しない協定は14%(集落)だった。市町村の幅広い支援が求められている。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

①②を求める回答が多いことから、協定参加者だけの話し合いに期待するのではなく、行政やJAの支援が重要になっている。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		242	協定 89.3 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	37	協定 15.3 %
	広域化の意向はない	204	協定 84.3 %
廃止意向の協定数		29	協定 10.7 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	22	協定 75.9 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	27	協定 93.1 %
	③ 地域農業の担い手がないため	18	協定 62.1 %
	④ 農業収入が見込めないため	12	協定 41.4 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	16	協定 55.2 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	10	協定 34.5 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	7	協定 24.1 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	8	協定 27.6 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	8	協定 27.6 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	2	協定 6.9 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	3	協定 10.3 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	4	協定 13.8 %
	⑬ その他		協定 0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		4 協定	80 %
廃止意向の協定数		1 協定	20 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	0 %
	② 後継者がいないため	協定	0 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため	協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	1 協定	100 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	1 協定	100 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	1 協定	100 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	1 協定	100 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	0 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	0 %
	⑬ その他	1 協定	100 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

各集落固有の事情があるため、一律に推進するのではなく、集落ごとの意見を尊重し意向があれば協力して進めたいとする市町村が多いことから、県としても市町村の意向に基づき支援していきたい。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

広域化の提案などにより、できる限り継続できるよう指導・支援したいとする市町村が多いことから、県としても市町村の意向に基づき支援していきたい。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

廃止意向の協定についての理由の深掘りが必要ではないか。
広域化については、行政など仲立ちする人を作ることを課題と考える。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	42人 (15%)	60～69歳	84人 (31%)	70～79歳	127人 (47%)	80歳～	18人 (7%)
代表者になってからの年数	～2年	59人 (22%)	3年～7年	85人 (31%)	8年～	127人 (47%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	200人 (83%)	協定	ない	42人 (17%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	58人 (21%)	60～69歳	103人 (38%)	70～79歳	95人 (35%)	80歳～	15人 (6%)
担当者になってからの年数	～2年	55人 (20%)	3年～7年	87人 (32%)	8年～	129人 (48%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	239人 (99%)	協定	ない	3人 (1%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		237人 協定	87.5%	231人 協定	85.2%
あり		7人 協定	2.6%	10人 協定	3.7%
委任先	行政書士・公認会計士	協定	0%	2人 協定	20.0%
	事務組合	協定	0%	協定	0%
	NPO	協定	0%	協定	0%
	集落法人	1人 協定	14.3%	1人 協定	10%
	J A	協定	0%	協定	0%
	土地改良区	1人 協定	14.3%	3人 協定	30.0%
	個人	5人 協定	71.4%	3人 協定	30.0%
	その他	協定	0%	1人 協定	10.0%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	4 協定 (80%)	法人	1 協定 (20%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (20%)	60～ 69歳	3 人 (60%)	70～ 79歳	1 人 (20%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	2 協定 (40%)	いない	3 協定 (60%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

8年以上継続して代表者及び事務担当者(会計)を務める人がいる集落協定が半数近くに上り、また事務委託している集落協定が少ないため、代表者及び事務担当者(会計)の負担が大きいと考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

都道府県の所見のとおり。
広域化加算を活用による行政書士等への事務委託により、事務負担を減らすような取組が望まれる。